

1

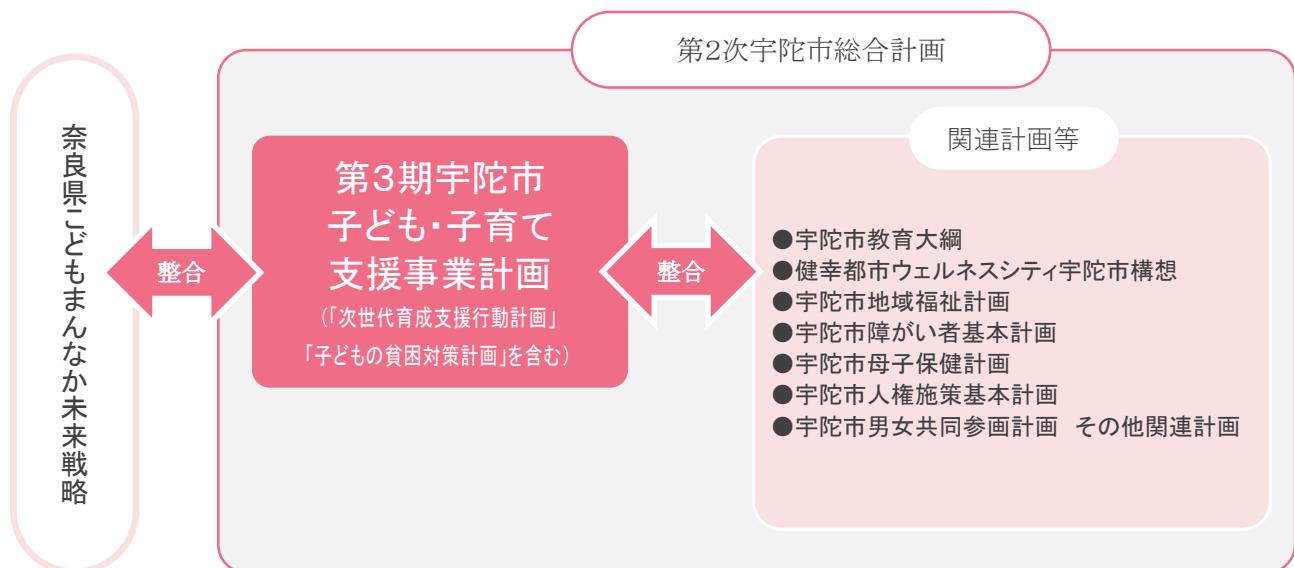
計画の策定にあたって

計画策定の背景と趣旨

少子化や人口減少、子どもを取り巻く課題の深刻化を背景に、社会全体で子どもの成長と子育てを支える環境整備を目的として「第3期宇陀市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」といいます。）を策定しました。前回計画の進捗や社会動向を踏まえ、幼児教育・保育や地域支援事業の充実を図り、子ども中心の体制構築を進めます。

計画の位置づけと期間

- 本計画は、子ども・子育て支援法第六十一条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。また、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「宇陀市次世代育成支援行動計画」を一体的に策定しているほか、子どもの貧困対策に関する施策も掲載しています。
- 本計画は、宇陀市のまちづくりの最上位計画である「第2次宇陀市総合計画」をはじめ、関連計画との整合を図ります。また、奈良県が策定する「奈良県こどもまんなか未来戦略」等との整合を図り、子ども・子育てに関する各種施策及び事業を実施します。
- 本計画の期間は、令和7年度から令和 11 年度までの5年間とします。また、計画期間内であっても、必要に応じて適宜、計画の見直しを行います。



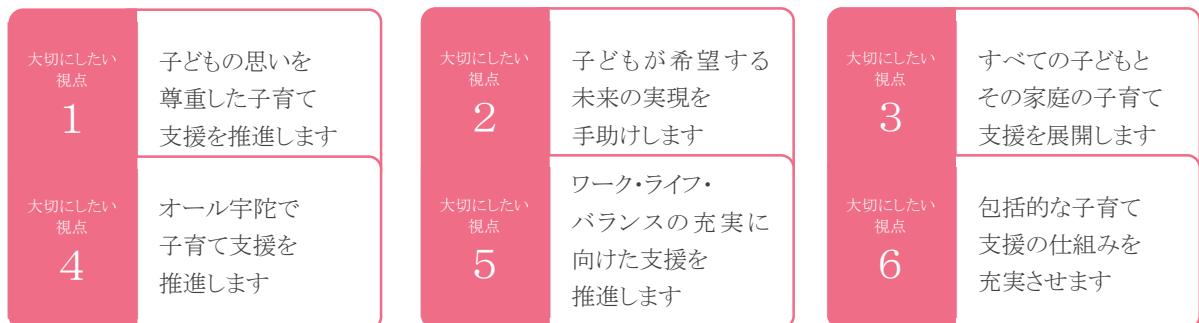
2

計画の基本的な考え方

まち全体が一体となって子どもたちを守りはぐくみ、すべての子どもが未来に希望を持つことのできる、夢と笑顔があふれる宇陀市の実現を目指していくため、以下の通りに基本理念や基本的な視点、重点施策を定めました。

基本理念

未来へはばたくすべての子どもを守りはぐくむ
夢と笑顔あふれる安心のまち 宇陀市



重点施策1

すべての子どもの
いのちや権利を
守る取り組みの推進

【取組内容】

- ①人権教育の推進
- ②児童虐待防止対策の充実
- ③いじめ・不登校対策の推進
- ④安全な地域環境の構築
- ⑤子どもの権利を保障する取組の推進

重点施策2

親子の成長を
保障する
取り組みの推進

【取組内容】

- ①子どもと親の健康の確保
- ②食育の推進
- ③次代の親の育成
- ④就学前教育の充実
- ⑤信頼される学校づくり
- ⑥多様な体験機会や子どもの読書環境の提供
- ⑦青少年健全育成事業の推進

重点施策3

楽しみながら
子育てができる
環境づくりの推進

【取組内容】

- ①すべての子育て家庭への支援
- ②子育てと仕事の両立
- ③子どもや保護者の主体的な活動や交流機会の充実
- ④各種助成・手当

重点施策4

支援を必要とする
世帯への
支援の充実

【取組内容】

- ①各種助成・手当・給付
- ②経済的自立に向けた支援
- ③発達に関する相談
- ④療育・特別支援教育の充実

3

重点施策

大切にしたい視点も踏まえながら、基本理念に示したまちの姿の実現に向けて、以下の4つの重点施策を進めていきます。

重点施策1

すべての子どものいのちや権利を 守る取り組みの推進

すべての子どもが安心して成長できる社会を実現するため、人権教育を通じた子どもへの権利意識の啓発や、虐待防止対策の強化、いじめや不登校に対する支援、防犯及び交通安全の取り組みなどを進めます。

また、子どもの意見や権利が尊重される環境づくりを推進し、子どもが自己の価値を見出し、自らの未来を築ける社会の実現を目指します。



第3期の新たな取り組み

- こども家庭センターの開設
- 専門職による相談支援事業
- 安心安全な通園ルートの確保
- ヤングケアラー実態調査
- 性被害防止対策

重点施策2

親子の成長を保障する 取り組みの推進

親子がともに健やかに成長するとともに、未来に向けて学び、体験できる環境を整えるための施策です。妊娠・出産期からの切れ目ない支援の提供も含めた親子の健康確保をはじめ、食育の推進や次世代の親を育てる支援も行います。

また、就学前教育の充実や信頼される学校づくり、多様な体験機会の提供などを通じ、子どもの健全な成長を支援します。



第3期の新たな取り組み

- 地域子育て相談機関
- 妊婦等包括相談支援事業
- 産後ケア事業
- 棚原地域就学前施設・こども家庭センター整備事業
- 子ども第三の居場所宇陀ほっとスペースつどい



重点施策3

楽しみながら子育てができる 環境づくりの推進

家庭が安心して子育てを楽しめる環境を整えるため、すべての子育て家庭に対し、経済的・心理的負担を軽減する支援を提供し、育児と仕事の両立を目指したワーク・ライフ・バランスの確立を支援します。

また、子どもや保護者が主体的に地域で活動し、交流できる機会を増やし、地域社会とのつながりを深めながら、子育てを楽しめる環境の充実に努めます。



第3期の新たな取り組み

- 子育て世帯訪問支援事業
- こども誰でも通園制度
- 駅前託児事業
- 病児保育
- オムツの助成
- すくすく子育て応援金

重点施策4

支援を必要とする世帯への 支援の充実

経済的・生活面で困難を抱える世帯や特別な支援が必要な家庭を包括的に支援するため、経済的に厳しい世帯には助成や手当の支給を行い、経済的自立を支えるための支援も提供します。

また、発達に課題を持つ子どもがいる家庭には、相談支援や適切な療育・特別支援教育の場を充実させ、子どもの健やかな成長と家庭の安心を支えます。これにより、すべての家庭がより良い生活基盤を築ける社会を目指します。



第3期の新たな取り組み

- チルドレンケアカウンセラーパ派遣事業
- 発達相談外来
- 訪問診療
- 重症心身障害児(者)居場所づくり事業

4

子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策

教育・保育事業の量の見込み

単位:人

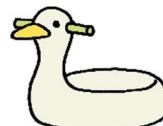
提供地区	実績値(令和6年)				計画値(令和11年)			
	1号	2号	3号	合計	1号	2号	3号	合計
大字陀地区	23	42	21	86	16	29	18	63
菟田野地区	21	20	18	59	14	14	16	44
榛原地区	61	150	77	288	42	102	65	209
室生地区	8	20	13	41	5	13	12	30
市全域	113	232	129	474	77	158	111	346

乳児等通園支援事業の量の見込み

事業名	事業の概要	実績値 (令和6年)	計画値 (令和11年)
乳児等 通園支援事業	0歳6か月から満3歳未満で未就園の乳児または幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行います。	—	4人／月

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

事業名	事業の概要	実績値 (令和6年)	計画値 (令和11年)
利用者 支援事業	子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供や相談・助言等を行います。	基本型・特定型・こども家庭センター型	4か所
		地域子育て相談機関	3か所
		妊婦等包括相談支援事業	—
延長保育事業	0～5歳を対象に、保育所等の開所時間を超えて保育を行います。	84人	63人



事業名	事業の概要		実績値 (令和6年)	計画値 (令和11年)
放課後児童健全育成事業	就労などで保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活できる場所を提供します。		294 人	209 人
子育て短期支援事業	保護者が、疾病・疲労などの理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保育を行います。		2 人	5 人
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に、助産師や保健師が訪問し、保健指導を行います。		70 人	61 人
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。		20 人	18 人
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭等へ訪問し、悩みごとへの傾聴のほか、家事・子育て等の支援を行います。		72 日	72 日
児童育成支援拠点事業	家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、個々の児童の状況に応じた包括的な支援を提供します。		20 人	16 人
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、必要な情報の提供、相談や助言を行います。		—	3 人
地域子育て支援拠点事業	概ね3歳までの子どもと保護者が交流できる場を提供し、子育てに関する相談・援助や情報提供、講習会等を行います。		7,468 人	4,900 人
一時預かり事業	未就園児または幼稚園を利用する3~5歳を対象として預かり保育を行います。	預かり保育	3,056 人	2,169 人
		預かり保育以外	712 人	596 人
病児・病後児保育事業	病気や病気回復期等の病児等を、保育所・病院等に付設された専用スペース等において、一時的に保育等を行います。	病後児保育	0 人	14 人
		病児保育	—	3 人
子育て援助活動支援事業	児童の預かりや送迎について「援助を受けたい人」と「援助を行いたい人」を結びつける会員制の育児支援ネットワーク事業です。	就学前児童対象	20 人	37 人
		就学児童対象	72 人	46 人
妊婦健康診査	ま安心して妊娠・出産ができるよう、医療機関で行ける妊婦健康診査に係る費用の一部を公費で負担します。		84 人	98 人
産後ケア事業	出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行います。		一人	30 人

5

計画の推進に向けて

計画の進行管理

- 計画の適切な進行管理を進めるために、府内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「宇陀市子ども・子育て会議」において施策の実施状況について点検・評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。
- 「子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策」については、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に生かしていくものとします。



- 本計画の策定
- 施策を展開する
- 施策を点検・評価する
- 計画内容等の見直し
- 新たに計画を策定

国・県等との連携と広域調整

- 計画に掲げる取り組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市町村との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。
- 児童虐待防止・社会的養護体制・母子父子家庭の自立支援など、専門的かつ広域的な観点から、県と連携して推進するとともに、県を通じ、事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。

今後のスケジュール

推進期間

令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
第2期計画			中間見直し		第4期計画策定
第3期宇陀市子ども・子育て支援事業計画（本計画）					